

平成28年度 五ヶ瀬川学識者懇談会

学識者懇談会の位置付けについて

平成28年8月25日
国土交通省 延岡河川国道事務所

五ヶ瀬川学識者懇談会の目的

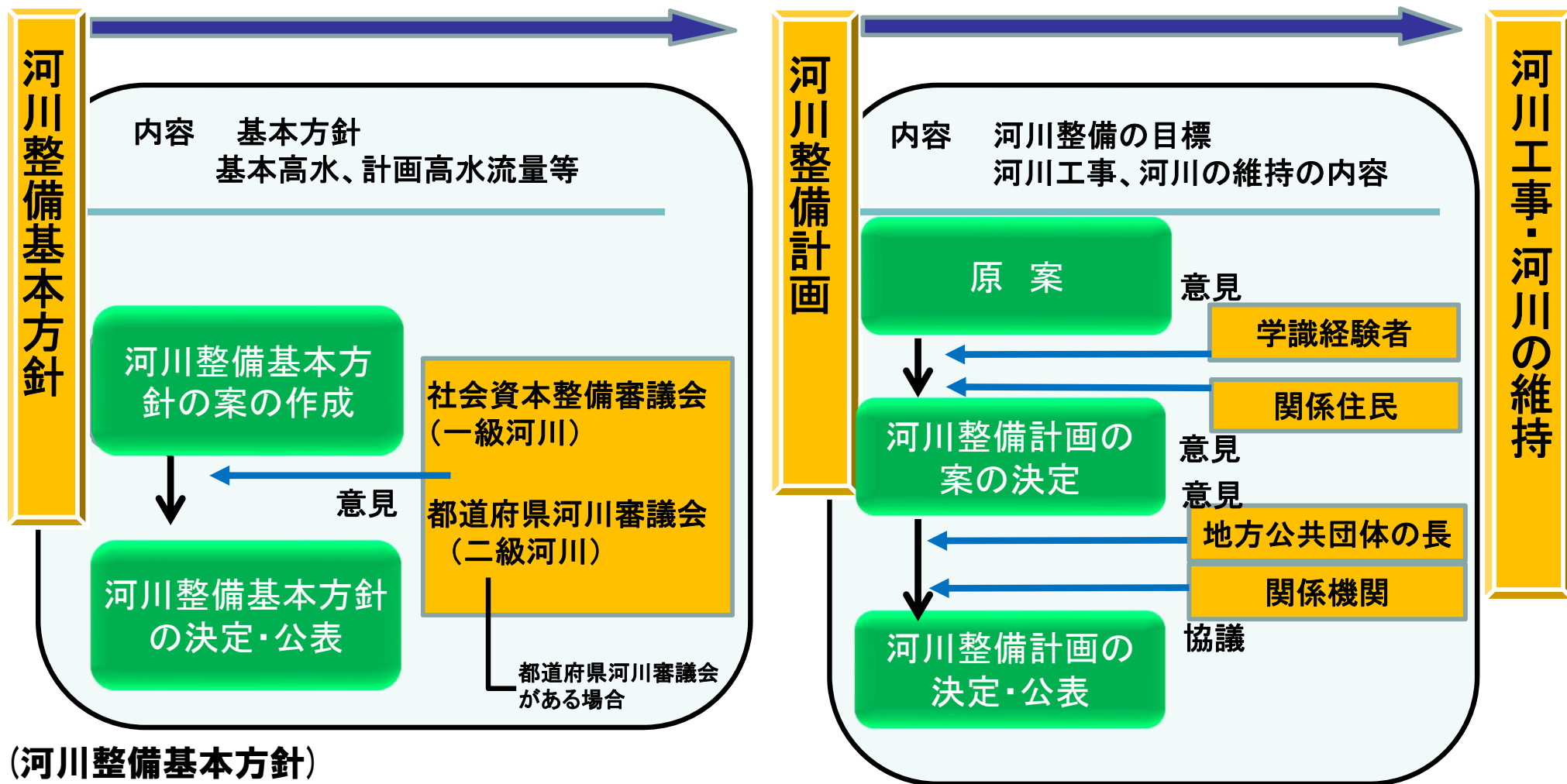
1. 整備計画内容の点検を継続的に実施する。

- 流域の社会情勢の変化、地域の意向
- 事業の進捗状況及び見通し
- 河川整備に関する新たな視点（地震津波対策等）など

→ 整備計画変更の必要性が生じた場合に**変更原案に対して意見を述べる**

2. 内容の点検の中において、3年に一度実施する**事業再評価（継続や見直し等）**や**事業完了後5年以内**に実施する**事後評価**についての審議を行う。

河川整備基本方針と河川整備計画について



(河川整備基本方針)

第16条 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持（次条において「河川の整備」という。）についての基本となるべき方針に関する事項（以下「河川整備基本方針」という。）を定めておかなければならない。

(河川整備計画)

第16条の2 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。

河川整備計画の点検

河川整備計画の点検及び変更について（抜粋）

平成25年2月25日 各地方整備局河川部長等、各都道府県河川主管課長等あて 河川計画調整室長

河川整備計画は、当面の具体的な河川整備に関する事項を定めたものであり、**流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映**できるよう、適宜その内容について**点検を行い、必要に応じて変更**するものである。

今後は、下記の留意事項に基づき、河川整備計画の点検及び必要に応じ適切な変更
に努められたい。

記

1. 点検は、**事業再評価の実施時期等**を勘案して、**計画的に実施**すること。
2. 点検にあたっては、必要に応じて河川に関し**学識経験を有する者の意見**を聴くなど、客観性の確保に努めること。
3. 点検の結果、河川整備計画の変更が必要となった場合には、速やかに変更するものとし、その際の手続きについては、変更の内容に応じて、策定時に比べて迅速化、簡素化を図るなど適切に行うこと。

国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（抜粋）

第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、再評価を実施する。再評価は、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等の評価を行い、事業の継続に当たり、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである

第6 事業評価監視委員会

再評価の実施主体の長は、再評価に当たって事業評価監視委員会を設置し、意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

1 事業評価監視委員会の設置

再評価の実施主体の長は、再評価の実施に当たり第三者の意見を求める諮問機関として、事業評価監視委員会を設置するものとする。

6 河川整備計画の点検の手続きによる場合の取扱

河川事業、ダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議を行うものとする。

これまでの経緯と今回の懇談会について

五ヶ瀬川水系河川整備基本方針 策定(平成16年1月)

五ヶ瀬川水系流域委員会の開催(平成16年4月～平成20年2月で13回)

河川整備計画の内容を議論

【学識者、地域住民意見等の集約・反映】
【知事意見・関係省庁等の意見の反映】

五ヶ瀬川水系河川整備計画 策定(平成20年2月)

現在

第1回 五ヶ瀬川学識者懇談会の開催

河川整備計画の点検・事業評価

- ・河川整備計画の点検を実施
- ・五ヶ瀬川直轄河川改修事業における事業再評価を実施
- ・五ヶ瀬川総合水系環境整備事業における事業再評価を実施